

マルチメディア・ネットワークによる公共圏創造の可能性

立山 紘毅
山口大学経済学部

〒753-0841 山口市大字吉田 1677-1
tel/fax: 0839-33-5550
e-mail: tateyama@po.cc.yamaguchi-u.ac.jp

The creation of public sphere by multimedia-network — Its possibility

Kohki Tachiyama
Yamaguchi University, Faculty of Economics

〒753-0841 Ohaza-Yoshida 1677-1 Yamaguchi City
tel/fax: 0839-33-5550
e-mail: tateyama@po.cc.yamaguchi-u.ac.jp

【要旨】

ネットワークと社会との関係については、見解が多岐に分かれる。一方の極では、ネットワーク社会の独立が唱えられ、他方の極では国家による一元的な秩序形成が唱えられる。両者の最適関係は、両者の多元的なコラボレーションに基づく相互作用と、主体としての個人の確立によって形成され、個人は、そのプロセスを通じて、さらにパーソナリティの完成がもたらされるものと考えられる。

【summary】

About the relation between a network and society, there are various views among many authors. On the other hand, the independence of the network society is emphasized, and in the other, the formation of one and undivided order by the state is argued. The optimal relation of the both is based on the multidimensional collaboration of network-societies and nation states, and formed by the establishment of the individuals. Moreover, it is the process that completes the development of personality.

【キーワード】

基本的人権、社会秩序の多元性、パーソナリティの完成

【keywords】

fundamental human right, diversity of social order, completion of personality

マルチメディア・ネットワークによる公共圏創造の可能性

立山紘毅(山口大学経済学部/憲法学)

1. コラボレーションのベースラインとゴールライン

近年、コラボレーション(collaboration)という言葉聞くことが増えた。外来語を使うことで人の耳目を引こうという下心(?)はともかくとして、「共同作業」という日本語訳が十分に可能であるにもかかわらず、こういう言葉が用いられることの背景には、コラボレーションなる言葉に、単に多数の人々が力を合わせて働く以上の含意があるからに違いない。そこにはおそらく、多種多様な専門性をもち、異なるバックグラウンドをもつ人々がその持ち味を活かしながら一つの目標に向けて作業する、という、「共同作業」とは異なったニュアンスを織り込んで人々に提示しよう、という意思が働いているのであろう。

いささか私事になるが、筆者も参加している法律家の集まりに「インターネット弁護士協議会(ILC)」(代表:牧野二郎弁護士)というものがある。もちろん、筆者は弁護士ではないから、講演等の場において、この集まりに所属する一員として紹介されることには若干の躊躇を覚えないではない。また、そもそもILCの実体(?)が、メーリング・リストを中心としたコミュニケーションを核とする集まりだから、いわゆる「組織」とか「団体」とかいう呼称そのものが似つかわしいのかどうかも疑わしい。そのことはさておくとして、ILCが1996年秋に旗揚げするにあたって、その記念として企画したのが、村井純・慶應大学助教授(当時)を招いて行なった「インターネット 構築サイドから——利用者とのコラボレーションへの熱い思い」と題する講演を軸とするシンポジウムであった(講演全文は、インターネット弁護士協議会(編著)+村井純『インターネット法学案内——電腦フロンティアの道しるべ』[日本評論社・1998]2頁以下所収)。

それは、大学・研究機関に勤務する、いわゆる理科系の研究者を中心として構成されていたネットワーク社会が、商業利用の解禁とWWWの普及によって、全社会的な現象へ転化しようとする真っ只中のことであった。したがって、筆者をはじめとしてインターネットの巻き起こす(ないし、巻き起こすであろう)社会問題に関心を抱く法律家は、その爆発的普及に強い興味をもっていた。

ところが、そのきっかけを作った第一人者である村井講演は、(少なくとも当時)意外にも、次のように述べたのである。「自分の研究室の学生が、『インターネットの理解』という論文を書くとしますと、『最近インターネットは増えてきた』『近年皆が使うようになってきた』などと言った部分を全部消してしまいます」(ILC+村井・前掲書 3頁)——法律家の眼から見ると、言わば「みんなが使うようになってきた」ことの意味は大問題である。たとえば、「誰でも簡単にインターネット」等のテレビCMで、パーソナル・コンピュータを買い込んでみたものの、接続自体が困難を極めたあげく、高価な機械がホコリをかぶってしまう、などといった「泣き笑い」に近い話も、法律家にとっては重要な問題である(ILC+村井・前掲書 108頁以下)。さらに進んで、利用者の爆発的増大は、比較的均質な社会集団によって構成され、それにふさわしいルールを体を作っていたネットワーク社会に質的な変容をもたらさざるをえまい(たとえば、名和小太郎「インターネット環境と倫理」bit 1997.10、5頁以下、ILC+村井・前掲書 72頁以下、参照のこと)。この局面では、同じ社会現象が、違うバックグラウンドをもつ人にとって、「取るに足りない些末事」から「重大な社会問題」に至る大きな振幅を描く。

ところがその一方、村井講演は次のようにも述べた。『音』という情報を数字で表現する、あるいは『文字』という情報を数字で表現する……数字で表現すれば、どんな情報もただの数字の列ですから、ごち

や混ぜにしてもいいわけです。……マルチメディアはアナログでも考えられていたコンセプトですが、すべての情報を数字で扱うデジタル・テクノロジーのもとではじめて、……現実のものとなったわけです」(ILC + 村井・前掲書 6-7 頁)。ここでは、音と文字という情報の間にそびえる「壁」を乗り越える技術が語られているが、情報の交換を妨げるのは技術の問題ばかりではない。むしろ、そこには、人間的な要素、たとえば、法制度の壁、意識の中にある壁(偏見、差別等)が大きく立ちはだかっている。ここでは「情報の自由な流れ」という同一のゴールに向けて、両者が共同して解決を図らねばなるまい。

「情報の流れ」をめぐる、同じ現象が違う切り口を見せること、それにもかからず(あるいは、であるがゆえに)、「情報の自由な流れ」をあらゆる人に・現実確保する、という同一のゴールをめざすコラボレーションの余地が、そこには間違いなく存在する。しかし、改めて考えてみると、問題の多面的性格を浮き彫りにし、それぞれのバックグラウンドをベースとして問題解決のために協力する余地というのは、人間と人間との間にそびえていた「壁」を乗り越えて、「情報の自由な流れ」を作り出したことによってもたらされたものではないだろうか。そこでは、「情報の自由な流れ」とそれによってもたらされた人間関係が、あらゆる問題解決の出発点であると同時に、さらに自由な情報の流れとそれに支えられた柔軟な人間社会のありようを達成すべき課題として掲げているように思われる。その可能性を現実のものとするために、何が必要とされるのか。本稿はその一端をスケッチすることを目的とする。

2. 公共空間の多極分解

ネットワークをめぐる倫理問題の根底に、ネットワーク社会の構造変化があることは、先に少し述べた。それは決して、ネットワークや電子機器に、何か「魔力」があつて人を狂わせるといった性質のものではなく、社会の多種多様な構成員が、それを忠実に反映する部分社会をネットワークに作り上げたにすぎない(このあたりの事情について、拙稿「市民の規範とプロフェッショナルの規範との間で」電子情報通信学会技術報(信学技報)FACE98-4(1998年5月)参照のこと)。

もっとも、さまざまな病理現象のうち、あらゆる資源を動員し駆使しうる人々に対して、それをなしえない人々からあらゆるものを奪い取る「自由」、言い換えれば、『しつけのよいアナーキズム』を『しつけのないアナーキズム』に変えてしまう(名和・前掲 7 頁)弊害の対策は、誰にでも比較的に見えやすい。しかし、それと並行して進みがちなもう一つの弊害、すなわち、いわゆるモラル・パニックにあおられて、各種の「対策」を急いだあげく、「悪法」の類を作ってしまう弊害には存外無頓着でいることが多い。あえていえば、弊害の除去が不十分である過誤よりも、それが行き過ぎて、本来の自由や権利を縛り上げる過誤に寛容な傾向がある、とでもいうことができようか。

問題は、弊害の性質が、生命や身体、健康、あるいは時間(たとえば「青春の日々」!)、さらには環境など、ひとたび失われれば、回復が不可能な性質の利益の場合、そうした過誤もある程度は許されよう。すなわち、そういう利益に対する弊害の場合、「疑わしきは罰する」ことがむしろ望ましい場合さえ存在する。ところが、たとえば、ネットワークをめぐる倫理問題で、しばしば取り沙汰される「性」に関する情報の問題の場合、一面では、(特に)女性の人格に対する冒瀆や背後に潜む支配・従属関係など、いま少し述べた性質をもつ弊害が厳然として存在する一方、少なからぬ部分は、日常生活の中で「許された罪悪」に属する。たとえば、猥談、艶笑小噺、ある種のユーモア等々、どう厳しく見ても、sin ではあっても crime ではありえないカテゴリーが幅広く存在する(性表現をめぐる問題の場合、これに加えて、時代・文化・地

域といった要素が複雑にからんでくるが、本稿では割愛する)。さらにいえば、sin であることを誰もが認めながらもなお、許容される領域さえ存在することは、どんな文化圏であれ、成年に達した人の場合、自明であろう。にもかかわらず、なぜそれらがインターネットで大問題となるのか。

その原因のうちには、政治的な要素もないわけではないだろう。しかし、本稿のテーマに即していえば、身内や友人同士のひそやかなやり取りならともかく、つまり「私的な関係」の中なら別にめくじら立てる必要もないが、大勢の(あるいは、不特定多数の)前で、あえていえば、「公衆の面前で」「臆面もなく」表現することが問題とされているのではないだろうか。すなわち、公私の区分を前提として、「私的には許されるが、公的には許されない」領域、その境界線がインターネットによって曖昧模糊としたものとなった結果、問題が噴出したのではないだろうか。

表現行為についていえば、従来、そこには公私の別がかなり明確な形で存在した。極端な場合、ドイツのように、「公的な」意見に対して特段の保障をもつ憲法さえ存在するが、それでなくとも、意見表明や表現行為の場として、「公」に属する場と「私」に属する場の区分は、社会的にかなり幅広いコンセンサスをもって存在していたといえるだろう。たとえば、テレビを舞台とする場合、そこは「公」的な表現行為の場であるとのコンセンサスがあるがゆえに、媒体の技術的特性に起因する限界を別としても、有形無形の制約が存在する。実際、折りに触れて論じられるテレビ番組批判の中には、ア・プリオリにテレビ表現が「公」の場で行われることを前提としたものが少なくない。

ところが、インターネットにおける表現行為は、その種の区別がきわめて相対的である。たとえば、電子メールは個人対個人の通信に使われることが「多い」が、WWWは不特定多数に対する通信として使われることが「多い」といった区分はあるにはあるが、前者におけるメーリング・リストの存在や、後者における「会員専用」ページの存在は、それら区分が従来ほど明確でなくなったことのあらわれである。すなわち、公私不分明の空間が茫漠と広がるために、「私的な」関係で「ひそやかに」行われるかぎりは「お目こぼし」されていた表現行為が、いきなり地球を舞台として展開するために、多くの人々の非難・響響を浴びる、という構図が見いだされる。これは見方によっては「困った話」である。しかし、逆に考えれば、これがまた、ネットワーク社会というものの融通無碍な可能性を開くものといえないだろうか。

すなわち、従来、公的な空間というものは、何らかの形で国家との関係を断ち切りがたく存在した。これは善し悪しの問題ではなく、最高独立性を属性とする主権国家の併存を前提として近現代社会が構築される以上、不可避の現象というべきである。もっとも、ナチズムの反省の上に再出発した戦後西ドイツの場合、純粋に国家の領域でもなく、純粋に私的な領域でもない第三の領域、すなわち「公」の領域が憲法上承認され、一部は憲法秩序に組み入れられて制度化されるに至った。しかし、そこでもそのような領域は、私的に確定され、構築されて成立するわけではない。ところが、インターネットに広がる公私不分明の空間は、それに参加する人が、自らの判断によって「公」と「私」に区分することを可能にする。もちろん、そこには国家が作り上げる「公」の空間もなお存在するだろう。しかし、その一方、「私」によって作り上げられ、多くの人々の自発的な支持と支援に支えられて、徐々に「公」の性質を強く帯びる空間が成立し、両者が対峙する状況が生まれてくる。

1997 年、地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)がノーベル平和賞を受賞した。選考委員会は推挙した理由として、「将来、同じような取り組みのモデルとして、軍縮、平和への国際的な努力の先例となりうる」と述べたと伝えられるが、そこには、対人地雷禁止条約への調印をしる大国に政治的圧力をかける意図

があったことも否定はできない。ただ、まぎれもない事実は、主権国家ばかりが現代社会の主役なのではなく、個人とその連帯した組織もまた重要な一員だということが、誰の目にもはっきりと示されたことである。同年 10 月 12 日の朝日新聞社説は、この受賞について、「彼らはまた、インターネットで情報を交換しあい、驚くほどの専門知識をたくわえ、政策の矛盾を指摘して官僚をたじろがせもする」ことを指摘した。なるほど、人々をつき動かしたのは、正義と平和、そしてかけがえのない生命へのかぎりない愛情であったろうが、インターネットこそ、情報を独占する官僚を上回る情報を提供し、それに支えられた透徹した思考を形成する基盤を提供したといえるのである。

従来、「公」ないし「公共性」の概念は、実体的な価値として捉えられ、それに正統性を与える存在としての国家との緊張関係が存在した。しかしながら、それに対して、花田達郎が、同じ概念をコミュニケーション行為に支えられた社会関係、すなわち「公共圏」の構築と再建において捉え返すべきことを強調したことは、きわめて示唆に富む見解であった。また、国家と同視されがちな法システムについてさえ、法哲学者である田中成明は、「それぞれ善き生き方を追求する市民が共通の公的理由と公正な手続に準拠した自主的交渉と理性的議論によって行動を調整しあうフォーラム」と把握し(『法哲学概論』[有斐閣・1987]、それを受けて、浜田純一は「静態的な所与として実定法規と同一視されるのではなく、そのシステムにかかわる法律家や市民の主体的な法実践によって生み出されるという動態性をもつ空間」(「情報法をめぐる『権利』と『空間』——情報公開と個人情報保護への視線」『ジュリスト増刊 情報公開・個人情報保護』(1994))であると指摘した。ここでは、法システムさえ主体的個人の営みから産み出される空間とほとんど同義なのである。

一個の部分社会としてのネットワーク社会が徐々にその存在感を高めるにつれ、全体社会との関連性について、大きく二つの潮流があった。一つは、サイバースペースの独立宣言に見られるように、部分社会の独自性と独立性を極限までつきつめる見解である。そこには、どこかユートピア願望も見え隠れしている。その一方の極には、ネットワーク社会を全体社会のルールの下に一元化し、一つの秩序モデルに整形していこうとする方向性がある。伝統的な法律学の思考枠組は、この方向性と高い親和性を有する。それに対して、ネットワーク社会の実際は、おそらくそのどちらでもない。国境を知らず、国家と個人とが対等に対峙する本質的な構造を内在させながら、そこに閉鎖空間を形成するのではなく、ネットワーク社会内部の多彩な分節構造を柔軟に組み合わせながら、全体社会としなやかに対峙し、相互に影響しあう関係が、その兆候の片鱗を見せ始めているのではあるまいか。

3.

もともとインターネットは、そのインフラの容量からしても、文字・数字といった情報の体系を基礎としていた。しかしながら、ギガ・ビットからテラ・ビットの伝送容量が現実のものとなるにつれ、音声、動画等々、さまざまな情報の体系が現実的な費用負担の下で伝送可能となる社会が近づいている。インターネットが流行語となる前、マルチメディアが(それよりはるかに小さい規模で)流行語となった時期があったが、どちらかといえば文字・数字といった論理的思考のベースとなる情報の体系が主流の座を降り、音声、画像、動画といった・より感性的な情報の体系が大量に流通することに対しては、根強い不信の念があるのも事実である(たとえば、西垣通『マルチメディア』[岩波新書・1994]199 頁以下)。それら不信感の背景には、論理的な情報の体系と感性的な情報の体系との間にトレード・オフの関係を想定するという、比較的広く

流布した考え方があるものと思われる。はたしてそれが真実かどうか、さらに検証の必要性があるが、本稿はそれを任務とするものではないので、これ以上立ち入らない。

しかしながら、部分社会としてのネットワークが相互にコラボレーションの関係を営み、全体社会との間で、ある時は対立を、ある時は協調する関係を営みつつ、相互に影響を及ぼしあうモデル(さしあたり「多元的コラボレーション社会モデル」とでも呼ぼうか)に、新たな公共圏創造の可能性を見出すとして、そこにおいて必須の存在は、自立性と自発性をもった個人の存在である。あえて誤解を恐れずにいえば、主体性をもった個人と言い換えてもよいが、それを実現するために、教育の果たす役割はきわめて重要である。もちろん、そのような個人は、「多元的コラボレーション社会モデル」を成立させ成熟させる主動因であると同時に、そのプロセスを経て、さらに個人としてパーソナリティを発展させるであろうことは想像に難くない。そして、文字・数字といった情報の体系に偏った「情報の流れ」が、感性的な情報の体系をも含めて多様な「情報の流れ」に変貌する中で(端的にいえば、マルチメディア化の進展によって)、これまでそうした流れから疎外されがちであった人々、そうした情報の体系の扱いを不得手とした人々が、社会の担い手として登場してくる可能性も小さくはない。

もっとも、立ち現れる人々がすべて「それぞれ善き生き方を追求する市民」であれば、その可能性を素朴に肯定できようが、人は善も悪もなしうる存在であって、しかもいかなる場合にどちらにふるまうか予測しがたい(丸山真男「政治と人間」『現代政治の思想と行動』[未来社・1964])。これはあらゆる社会問題に共通の・最大の難問である。その弊害をいかにして最小限にするのか、問題はふたたび本稿の冒頭に立ち返ることになる。

筆者がここで一つだけいえることは、弊害の除去の行き過ぎの過誤と不十分さの過誤、それらを最大限避ける努力を惜しんではならないことはいうまでもないとして、はたして、どちらかの過誤を選ばねばならないとしたら、それも人の精神的自由にかかわる問題に限って選択を迫られるとすれば、むしろ、行き過ぎの過誤がもたらす自由の精神の圧殺をこそ恐れる。そして、いま一つ恐れなければならないことは、弊害の除去に専心するあまり、社会的・身体的条件のために、自立した市民として社会に登場しえない人々に対する配慮が後回しになることである。

前者の問題は、社会的経済的理由によって、社会形成に参加することができない人々に、どうやってインフラを提供するか、という課題に帰着する。いわゆるユニバーサル・サービスの確保はここで問題となる。それに対して、後者の問題は、身体的条件・文化的条件の相違を平準化して、等しく社会形成への参加の機会を確保するための施策の問題に帰着する。おそらく、W3Cなどで議論が続けられているアクセシビリティ(accessibility)の問題は、ここに属すると思われる。どちらにしても、その問題性は、社会におけるマイノリティに属する人々の利益にかかわる事柄であるだけに、短期的・直接的に収益性を確保しがたいところにある。公権力の役割は、このような局面でこそきわめて重要になる。あえていえば、「多元的コラボレーション社会モデル」において、国家権力がその正統性を主張しようとすれば、それは神話に彩られた権力性ではなく、あらゆる人に現実に社会形成のチャンスを創造することに専心したか否か、それをどれだけ現実に達成したかによって測定されるのではないだろうか。